

大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準【法第3条、規則第4条（別表第2）】

令別表第1	施設種類		規模	排出基準 (g/Nm ³)	On (%)	備考	
1	ボイラー（※1）	ガス専焼ボイラー	4万Nm ³ 以上	0.05	5		
			4万Nm ³ 未満	0.10	5		
		重油専焼、ガス液体混焼ボイラー	20万Nm ³ 以上	0.05	4		
			4～20万Nm ³	0.15	4		
			1～4万Nm ³	0.25	4		
		黒液燃焼ボイラー	1万Nm ³ 未満	0.30	4	当分の間On=Os	
			20万Nm ³ 以上	0.15	Os		
			4～20万Nm ³	0.25	Os		
		石炭燃焼ボイラー	4万Nm ³ 未満	0.30	Os		
			20万Nm ³ 以上	0.10	6		
			4～20万Nm ³	0.20	6		
		触媒再生塔附属ボイラー		0.30	6		
		その他のボイラー	4万Nm ³ 以上	0.20	4		
			4万Nm ³ 未満	0.30	6	当分の間On=Os	
2	ガス発生炉、加熱炉	ガス発生炉		0.05	7		
		加熱炉		0.10	7		
3	焙焼炉、焼結炉、か焼炉	焙焼炉	4万Nm ³ 以上	0.10	Os		
			4万Nm ³ 未満	0.15	Os		
		フェロマンガ製造用焼結炉			0.20	Os	
		その他の焼結炉			0.15	Os	
		か焼炉	4万Nm ³ 以上	0.20	Os		
4万Nm ³ 未満	0.25		Os				
4	溶鉱炉、転炉、平炉	溶鉱炉のうち高炉			0.05	Os	
		その他の溶鉱炉			0.15	Os	
		転炉			0.10	Os	
		平炉	4万Nm ³ 以上	0.10	Os		
4万Nm ³ 未満	0.20		Os				
5	金属溶解炉	4万Nm ³ 以上	0.10	Os	※2		
		4万Nm ³ 未満	0.20	Os			
6	金属加熱炉	4万Nm ³ 以上	0.10	11	当分の間On=Os		
		4万Nm ³ 未満	0.20	11	当分の間On=Os		
7	石油加熱炉	4万Nm ³ 以上	0.10	6			
		4万Nm ³ 未満	0.15	6			
8	触媒再生塔		0.20	6			
8の2	硫黄回収燃焼炉		0.10	8			

大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準【法第3条、規則第4条（別表第2）】

令別表第1	施設種類	規模	排出基準 (g/Nm ³)	On (%)	備考	
9	窯業用焼成炉、溶融炉	石灰焼成炉のうち土中釜	0.40	15		
		その他の石灰焼成炉	0.30	15		
		セメントの製造用焼成炉	0.10	10		
		耐火レンガ等の製造用焼成炉	4万Nm ³ 以上	0.10	18	
			4万Nm ³ 未満	0.20	18	
		その他の焼成炉	4万Nm ³ 以上	0.15	15	当分の間On=Os
			4万Nm ³ 未満	0.25	15	当分の間On=Os
		板ガラスまたはガラス繊維製品製造用溶融炉	4万Nm ³ 以上	0.10	15	
			4万Nm ³ 未満	0.15	15	
		光学ガラス、電気ガラスまたはフリットの製造用溶融炉	4万Nm ³ 以上	0.10	16	
4万Nm ³ 未満	0.15		16			
その他の溶融炉	4万Nm ³ 以上	0.10	15			
	4万Nm ³ 未満	0.20	15			
10	反応炉、直火炉	4万Nm ³ 以上	0.15	6	当分の間On=Os	
		4万Nm ³ 未満	0.20	6	当分の間On=Os	
11	乾燥炉	骨材乾燥炉	0.50	16		
		その他の乾燥炉	4万Nm ³ 以上	0.15	16	
			4万Nm ³ 未満	0.20	16	
12	電気炉	合金鉄(珪素含有率が40%以上)製造用電気炉	0.20	Os		
		合金鉄(珪素含有率40%未満)、カーバイト製造用電気炉	0.15	Os		
		その他の電気炉	0.10	Os		
13	廃棄物焼却炉	4 t 以上	0.04	12	H10.7.1以前設置は当分の間0.08	
		2~4 t	0.08	12	H10.7.1以前設置は当分の間0.15	
		2 t 未満	0.15	12	H10.7.1以前設置は当分の間0.25	
14	銅、鉛、亜鉛用各種炉	銅、鉛または亜鉛の精錬用焙焼炉	4万Nm ³ 以上	0.10	Os	
			4万Nm ³ 未満	0.15	Os	
		銅、鉛または亜鉛の精錬用焼結炉	0.15	Os		
		銅、鉛または亜鉛の精錬用溶鉱炉	0.15	Os		
		銅、鉛または亜鉛の精錬用転炉	0.15	Os		
		銅、鉛または亜鉛の精錬用溶解炉	4万Nm ³ 以上	0.10	Os	
			4万Nm ³ 未満	0.20	Os	
		銅、鉛または亜鉛の精錬用乾燥炉	4万Nm ³ 以上	0.15	16	直接熱風乾燥炉On=Os
4万Nm ³ 未満	0.20		16			
18	活性炭製造用反応炉		0.30	6		
20	アルミニウム用電解炉		0.05	Os		
21	燐鉱石処理施設	焼成炉	0.15	15		
		溶解炉	0.20	Os		
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用施設	乾燥炉	0.10	16	直接熱風乾燥炉On=Os	
		焼成炉	0.15	15		

大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準【法第3条、規則第4条（別表第2）】

令別表第1	施設種類	規模	排出基準 (g/Nm ³)	On (%)	備考
24	鉛の2次精錬用溶解炉	4万Nm ³ 以上	0.10	Os	
		4万Nm ³ 未満	0.20	Os	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	4万Nm ³ 以上	0.10	Os	
		4万Nm ³ 未満	0.15	Os	
26	鉛系顔料製造用施設	溶解炉	4万Nm ³ 以上	0.10	Os
			4万Nm ³ 未満	0.15	Os
		反射炉		0.10	Os
	反応炉		0.05	6	鉛酸化物製造用 On=Os
28	コークス炉		0.15	7	
29	ガスタービン		0.05	16	非常用施設は当分の間適用猶予
30	ディーゼル機関		0.10	13	非常用施設は当分の間適用猶予
31	ガス機関		0.05	0	非常用施設は当分の間適用猶予
32	ガソリン機関		0.05	0	非常用施設は当分の間適用猶予

※1 小型ボイラー（伝熱面積が10m²未満であって、バーナーの燃料の燃焼量力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの）のうち、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては排出基準の適用が当分猶予される。

※2 アルミニウムの地金もしくは合金の製造又はアルミニウム再生の用に供する反射炉は当分の間0.3